

令和 8 年第 3 回

おいらせ町議会臨時会

会議録第 1 号

おいらせ町議会 令和8年第3回臨時会記録

おいらせ町議会 令和8年第3回臨時会記録				
招 集 年 月 日	令和8年8月4日（火）			
招 集 の 場 所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和8年8月4日 午前10時00分 議長宣告			
閉 会	令和8年8月4日 午前10時36分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	小 向 幸 祐	2 番	大 浦 陽 子
	3 番	天 間 財 子	4 番	小笠原 伸 也
	5 番	沢 尾 宏 之	6 番	柏 崎 勉
	7 番	佐々木 勝	8 番	澤 上 訓
	9 番	木 村 忠 一	10 番	日野口 和 子
	11 番	平 野 敏 彦	12 番	檜 山 忠
	13 番	川 口 弘 治	14 番	西 館 芳 信
	16 番	松 林 義 光		
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	15名			
欠 席 議 員	15 番	吉 村 敏 文		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 光 寿	副 町 長	齋 藤 直 樹
	総 務 課 長	岡 本 啓 一	財 政 管 財 課 長	田 中 淳 也
	教育委員会教育長	松 林 義 一	学 務 課 長	吉 田 和 子

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	小 向 正 志	事務局 次 長	中 里 浩	
	事務局 主 幹	原 本 愁 子			
町 長 提 出 議案の題目	1 議案第37号 小中学校電話設備購入契約の締結について				
	議 員 提 出 議案の題目	1 委員会の閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会）			
開 議	午前10時00分				
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）				
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。				
	4 番	小笠原 伸 也 議員			
	5 番	沢 尾 宏 之 議員			

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言	事務局長 (小向正志君)	議場内の皆様をお願い申し上げます。 議場内では、携帯電話等の電源を切るかマナーモードに設定くださるようお願いいたします。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	松林議長	ただいまの出席議員数は１５人です。定足数に達しておりますので、これより令和８年第３回おいらせ町議会臨時会を開会いたします。 (開会時刻 午前１０時００分)
	松林議長	直ちに本日の会議を開きます。 なお、１５番、吉村敏文議員は、所用のため欠席であります。
議事日程 報告	松林議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
会議録署名 議員の指名	松林議長	日程第１、会議録署名議員の指名を行います。 本臨時会の会議録署名議員は、４番、小笠原伸也議員及び５番、沢尾宏之議員を指名いたします。
会期議題	松林議長	日程第２、会期の決定を議題といたします。 会期決定の前に、議会運営委員会の報告を求めます。 委員長、演壇にてお願いします。
委員長報告	川口議会運営委員長	議会運営委員会より報告いたします。 去る７月１７日告示され、本日招集されました令和８年第３回おいらせ町議会臨時会の会期等についてご報告いたします。本日議会運営委員会を開催し、審査いたしました結果、本臨時会の会期は、お手元に配付しております「会期及び審議予定表」のとおり、本日８月４日の１日間と決定いたしました。

諸般の報告	松林議長	本日は、審議予定表のとおり、議案の上程及び議案審議を行います。 以上のように議事を進行してまいりたいと思いますので、議員各位のご理解とご協力を、当委員会の決定にご賛同くださいますようお願い申し上げまして委員会報告といたします。 議会運営委員会の報告が終わりました。 お諮りいたします。 本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日 8 月 4 日の 1 日間とすることにご異議ございませんか。
	(議員席)	
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本臨時会の会期は、本日 8 月 4 日の 1 日間とすることに決しました。
	松林議長	日程第 3、諸般の報告をいたします。 議長としての報告事項は、配付資料のとおりです。ご了承ください。 また、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため、関係職員の議場内出入りをする事の許可を与えておりますので、各議員に報告しておきます。
	松林議長	日程第 4、議案の上程について。 議案第 37 号を上程いたします。 町長から提案理由の説明を求めます。 演壇にてお願いします。町長。
提案理由の説明	町長 (成田光寿君)	おはようございます。 本日招集、令和 8 年第 3 回おいらせ町議会臨時会におきまして、議員各位には何かとご多用のところご参集いただきまして、厚く御礼申し上げます。 それでは、本臨時会に提案いたします議案について提案理由をご説明申し上げます。 議案第 37 号、小中学校電話設備購入契約の締結についてご説明

当局の説明		申し上げます。 本案は、町内４小中学校に留守番電話機能、告知機能及び録音機能を備えた電話設備を購入及び設置するもので、去る７月２４日に株式会社京谷電気ほか７者により指名競争入札を執行したところ、４３８万９，０００円で日興通信株式会社が落札者と決定いたしましたので、この契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第８号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により提案するものであります。 以上、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げますが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職をはじめ担当課長に説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	松林議長	以上で提案理由の説明が終わりました。
	松林議長	日程第５、議案第３７号、小中学校電話設備購入契約の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 学務課長。
	学務課長 (吉田和子君)	それでは、議案第３７号についてご説明申し上げます。 議案書５ページ、６ページをご覧ください。 入開札一覧表は８ページになります。 本案は、町内４小中学校に留守番電話機能、告知機能及び通話録音機能を備えた電話設備を購入、設置するに当たり、去る７月２４日に株式会社京谷電気ほか７者による指名競争入札を執行したところ、４３８万９，０００円で日興通信株式会社青森支店が落札者と決定いたしましたので、この契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第８号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により提案するものであります。 当事業は県の学校における働き方改革推進事業費補助金と、学校における通話録音等機能導入補助金を活用して実施するもので、当初９月議会に提案するべく事務を進めております中で、電話機等の価格が８月から１０％ほど値上げになるということが判明いたしま

		したので、7月中に入札を行い、本臨時議会での提案とさせていただきます。 今回購入するのは、下田小学校、木内々小学校、木ノ下中学校、百石中学校の4校分で、多機能電話機34台を含む電話設備になります。 なお、令和7年度以前に留守番電話機能付電話機を購入している木ノ下小学校、百石小学校、甲洋小学校、下田中学校の4校の電話機は、現在、告知機能や録音機能が使えない状態ですので、今年度、本案とは別で、必要に応じて通話録音装置を購入したり、設定の変更をするなどする予定にしております。 これにより、町内8小中学校全て留守番電話機能、告知機能及び通話録音機能を備えた電話設備となるものです。 以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 4番。 4番、小笠原です。 以前使っていた電話ですけれども、学校の電話ですけれども、これ何年使って今回替えることになったのか。 それと、どの機能が向上したのか、先ほどのご説明あったとおり録音機能がプラスされたということですのでけれども、ほかにもあるのか、それから有線なのか無線なのか。 あと保護者から見て、学校に関する問合せとかなんとか、保護者から見てこれはメリットがあるのか。教員から見てどういうメリットがあるのか、お考えなのか教えていただきたいと思います。 学務課長。 小笠原議員のご質問にお答えいたします。 ちょっと何年使ったのかにつきましては、各校それぞれございまして、ちょっと年数についてこちらで承知しておりません。申し訳ございません。 ただ、機能につきましては、今までは普通の電話だけ、留守番電
質疑	松林議長 4番 (小笠原伸也君)	
答弁	松林議長 学務課長 (吉田和子君)	

答弁	松林議長 教育長 (松林義一君)	話などもないという状態でした。百石小学校は以前から留守番電話機能のついた電話機を購入していたようなのですが、先ほどお話しした木ノ下小学校、甲洋小学校、下田中学校は昨年度、令和7年度に留守番電話機能付の電話機を購入したところです。 県のほうで、告知機能、もう今日の営業は終わりましたみたいなメッセージが流れるものであったりとか、あとは、お問合せいただいている電話の内容を録音して、言った言わないとかそういうことにならないようにということで、告知機能あるいは録音機能、それを備えてくださいよということで、県のほうで補助金を用意していただいたことで、今回そのような機能をつけた電話機を8校に整備するということです。 電話機は全て有線になります。 あと、保護者から見てのメリットということですが、何時に電話かけても先生がいたら電話出るということがもしかすると今まであったのかもしれないですけども、それは、ある程度の時間を過ぎてからの電話であれば、もう留守番電話になってしまうので、その場で通じないということがあるかもしれないですが、留守番電話になって録音されることで、きちんとかかってきた電話について、先生がいない時間帯でもどういう電話があったかというのを対応できるようになるという点では保護者の方にもメリットになるかなと思います。 あとは先生方について言いますと、何時まででも電話に出ると対応しなければならないということが今まであったと思うんですが、それがある程度時間を区切って、もうこの時間以降は電話の対応をしないというふうなことができることで、次の日の授業の準備であったりとか、ほかの生徒の方への対応であったりとか、そういうことができるようになるかなと思っております。 以上です。 教育長。 今課長がお話ししたとおりですが、一言だけを付け加えさせていただきます。 今のこの目的は学校の勤務時間外の対応を減らすという目的に、進めるものであります。市町村の教育長を招集した県全体の会議の
-----------	------------------------------------	---

		ときも、特に宮下知事がそこに同席、出席をして、早くこの、各学校に録音機能をつけたものを導入しなさいという指示もありましたので、急いでこのような形で進めさせてもらっていました。 それから、勤務時間外のことについては、もし、緊急に連絡をしなければならない事態が保護者から、保護者側にあった場合は、今はどちらかというと、学校に電話する前に、もし警察に電話するのなら警察、消防に電話、１１９番に電話するなら１１９番、こういうようなことを今推奨しております。 以上です。
質疑	松林議長	４番。
	４番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 それで、今夏休み期間に入ってるかと思うんですけども、ひょっとしてこの電話が入ったことによって、冬休みとか、教員の日直、必ず学校に誰か教員がつかないといけないとかって、そういうのも軽減される予定があるのかどうか教えていただけますか。
答弁	松林議長	教育長。
	教育長 (松林義一君)	今のところそこまでは踏み込んでおりません。従来どおり、日直も置くようにさせております。あまり急激にいろんなものを変化させると保護者側も戸惑いますので、じわりじわりとは考えていきたいと思いますが、今のところそこまでは踏み込んでおりません。 以上です。
	松林議長	ほかにごいませんか。 １１番。
質疑	１１番 (平野敏彦君)	説明を聞いて、災害、これについては学校が避難所とかそうになっているわけで、この機能でいって留守番電話とかそういうのだけつながれば、その学校が一番先に開放する、そういう手続上支障がないのかどうか、災害避難所として。留守番電話とかそういう設定が簡単に解除してすぐできるのか、誰が行っても可能になるのか。そのこのところをまず１点確認したいと思います。

答弁	松林議長 教育長 (松林義一君)	それから、この入開札一覧で見ますと、先ほど7者の入札とありますけれども、この金額が入って順番がいつてるのが、1、2、3、4、5者で、実際に辞退が3者あります。この辞退したというのは、理由が分かっていたらお知らせいただきたいと思います。 それと、この予定価格の額から入札された額を見ますと、結構低額になっています。これは建設工事の場合はある程度価格制限が、低限の価格制限があったように思うんですけれども、これについては、その関係というのは扱いは違うのか、この2点お願いします。 教育長。 詳しいことは課長に補足させますけれども、避難所の開設の際には、対策本部なりあるいは担当課のほうから指示があれば、学校でその業務を担います。ただし、これは体育館を開けたり、あるいは受付を始めたりしながら役場職員が来るのを待って、バトンタッチをすることになります。 なお、夜中とか教職員のいない時間帯については、鍵は担当のまち防とか、それから学務にも学校の鍵は置いてありますので、それに対応することになります。
答弁	松林議長 学務課長 (吉田和子君)	学務課長。 まず、避難所になったときの電話機解除ができないのではないかとありますが、避難所になるのは体育館が一番最初でして、体育館の鍵を開けて、担当の職員が役場の職員が入って避難所を開設するという形になります。 学校の先生方に来ていただかないと職員室の中に入れないというのが実情でして、あとは、避難所開設後に、教頭先生なり校長先生なり来ていただいたときに、職員室の中で留守番電話機能の解除と、そういうことはしていただくことはできます。 ただ、夜間の時間帯ですと、なかなか避難所開設している状態で、電話機をその場で使う、体育館に電話機が恐らくないものですから、そこで電話機を使うということはちょっと難しいかもしれません。ただ、それは今も変わらない状態ではありますので、ただ、留守番電話の機能解除ができるかということであれば、学校の先生方

答弁	松林議長	に来ていただいた後であれば解除は可能です。
	財政管財課長 (田中淳也君)	財政管財課長。 それではご質問にお答えいたします。 入開札一覧表に辞退の方3者あります。 まず、辞退理由ですけれども、5番目に記載の扶桑電通株式会社青森営業所につきましては、予定価格以内の入札が困難ということです。 それから、その下、NTT東日本株式会社と、一番下、NECネットエスアイ株式会社青森営業所、この2者につきましては、都合によりということで、詳細の理由は分かりません。 それから、予定価格で工事等については最低制限価格もしくは低入札という価格を設定をしております。それは、工事に関しては、そういうふうな設定をしています。例えば直接工事費の何%とか、経費の何%というような形で計算を積み上げて制限価格を設定してるんですけれども、今回は物品購入ということで、制限価格については設けておりません。 以上です。
質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	今説明いただきましたけれども、物品については制限価格がないということで、なるほどなと感じました。一つは、辞退理由に、予定価格では対応できないという業者がある中で、さらにこの低価格で落札をしたということになれば、非常に金額的に格差が大き過ぎるなというふうな私は感じをしました。本当にこれで適正に配置されるのか、それとも何か機種によってこういう差額があるのか、この辺もうひとつ、説明をしていただきたいと思います。 あと一つは、先ほど災害対策避難所になって、体育館にほとんど入るわけですよ。その中で、夜間とかそういう場合、いろんな意味で、私は学校という意識が地域にあったり、いろんなところで避難所で問合せをする、照会をする、そのときに、校長先生、教頭先生が来るまでというのであれば、相当の時間がかかると思うんです、私は。町内に校長、教頭が住んでる人がいますか、私はいないと思

答弁	松林議長	いますよ。そういうときに、私は少なくとも、避難する体育館とかそういうのに、今のシステムですと電話機を接続すれば使える方法というのを、ちゃんとセットすべきだと私は思うんですよ。せっかくこういう機械をセットするわけですから、私はその辺まで踏み込んだ形で対応しておくべきだと思うんですけども、この2点をお伺いします。
	財政管財課長 (田中淳也君)	財政管財課長。 それではお答えいたします。 まず初めに、金額のところ、最低落札者につきましては、税抜きで399万円。一方、辞退したところは、予定価格以内の入札が困難ということで、金額差は確かにあります。 適正にできるかというあたりでいきますと、昨年の令和7年11月に同じような入札をしております。先ほど学務課長が説明しましたが、それが今回入ってない4校分の入札ですが、そのときも、日興通信株式会社が落札しておりますので、実績等もありますし、問題なく納品できるというふうに思っています。 以上です。
	松林議長	教育長。
答弁	教育長 (松林義一君)	災害対応についてのお話をちょっとさせていただきます。詳しいことはまた課長から補足させますが。 今の今日の提案は災害、正直言って災害対応までは考えておりませんでした。なるほどなという部分ありますので、もし可能であれば、これからまちづくり防災課等と検討しながら、体育館にどういう対応ができるかというのが、設置できるかということは考えていかなければならないと思うのですが、現在この提案は、そこまでは考えていませんでした。あと、課長何か。
答弁	松林議長	学務課長。
	学務課長 (吉田和子君)	避難所になったときということですけども、言うのを忘れしました。実際、避難所として開設された際には、その避難所に町の職

答弁		員が配置されておりまして、避難者の方に対する問合せなどについては、基本、町の対策本部のほうにいただいて、それを、職員、対策本部から避難所にいる職員にということで連絡をすることは今時点でも行っております。 現時点で、おいらせ町内で避難所開設した際に、長くその場にとどまるということがここ数年起こっていないこともありまして、この電話機について、体育館にも設置してというところまで私どもではちょっと認識しておりませんでした。まちづくり防災課とも相談をしながら、どういった対策をするのか、避難所を開設した際にどのような連絡網を敷くのかというところも併せて確認をしてまいりたいと思います。ありがとうございます。
	松林議長 財政管財課長 (田中淳也君)	財政管財課長。 以前、まち防にいた関係で少し補足をしたいと思います。 学校については、避難所対応するために半固定の無線機があります。ですので、今多分職員室にあるかと思いますが、それについては、避難所開設の時点で、それらを使って無線交信、災害対策本部等と交信もできますし、通話もできるということになってますので、それを活用できるかと思っています。 以上です。
質疑	松林議長	1 1 番。
	1 1 番 (平野敏彦君)	職員室にあること自体が私は問題だと思います。避難する人はすぐ放送でそこに行くわけですよ。じゃあ誰かが来るまでは、役場の職員が来ても、職員室の鍵を持った人が来なければ連絡取れないわけです。 だから私が言うのは、そういう施設も、この避難所となっている体育館の中に、対応できるようなシステムを今つくるべきだと。せっかくこういう工事するわけですから、町長どう思います。これは、知事もそういう指示をしてるわけですから、町長としてちゃんとそれなりに現場指示をしてくださいよ。
	松林議長	町長。

答弁	町長 (成田光寿君)	お答えいたします。 平野議員からるるご提言、ご質問等ございました。 まず一つ、今回提案しております小中学校の電話設備の購入につきましては、あくまでも学校に様々電話等が来る場合の事務室において様々やり取りするための電話機であるというものであります。 今、平野議員がおっしゃってることは、避難所として体育館にそれらを活用できないかというものでございますので、ちょっと切り分けて、もし可能であれば、まちづくり防災課等とのやり取りで検討してみる余地もございますが、あくまでこの今回の提案をするものは、事務室において学校の教職員が外部とのやり取りをするためのものということでございます。 あとは、有線、無線、電話システムのやり方、手法もございしますので、できるかできないか、そのあたりもあります。 改めて言いますが、今回の提案はあくまでも学校の事務室に置くものであります。平野議員のおっしゃっている、避難所対応、体育館で活用できないかどうかというのは、別途まちづくり防災課と協議をしながら、無線LAN、有線等のシステムの仕組みがございしますので、その辺と含めて可能性を探ってみたいと思います。ご提言ありがとうございます。
質疑	松林議長 5 番 (沢尾宏之君)	5 番。どうぞ。沢尾さんどうぞ。 5 番、沢尾です。先ほど 4 校について電話機能の一部が不具合がある、随時更新していくという話でしたが、いつぐらいまでの完工を目指すのか、例えば今年度の三、四半期、今年度中の、ちょっと回答をいただきたいと思います。
答弁	松林議長 学務課長 (吉田和子君)	学務課長。 お答えいたします。 今年度中ということでは進めてはいきますが、物がそろえば幾らでも早くお願いしたいということで、冬休み頃には設置ができるのではないかなというふうに思っております。

質疑	松林議長	ほかにございませんか。 1 2 番。
	1 2 番 (檜山 忠君)	檜山です。ちょっと聞きたいんですけども、今の設置の関係は理解しましたけれども、新機能電話の設置により、父兄への連絡として、新しく電話連絡がすることによってどのように変わるのかということですね。というのは、父兄の皆さんから聞くと、今スマホを利用して一斉の連絡体制を取っていることが多いように聞きますけれども、スマホを利用した関係とのそこのところ、ちょっと分かったら教えていただけますか。
答弁	松林議長	教育長。
	教育長 (松林義一君)	保護者と学校の連絡のやり方なんですけれども、例えば学校から大量にというか一斉に各全保護者にお知らせするときにはそういうやり方も今やっています。例えば臨時で休校するとか、あるいは何かこう事件とかがあった場合、あるいは熊情報とかイノシシ情報とか、そういうのも全て学校から、あるいは教育委員会から一斉配信をして全ての保護者に伝えているやり方もあります。 それから、今従来、何か個別的に保護者のほうから学校に連絡をするときは、当然それぞれの電話でやっております。それから、欠席の連絡等はスマホでやったりしております。学校のほうのパソコンにそれが表れる形になっております。だから、いろいろな事情、状況に応じてやり方はいろいろ変わりますけれども、いろんな情報のやり方は今までどおりやっていきたいなと思ってました。 それで、ここでこの提案をされて認めてもらって、設置したからといって、すぐ、例えば5時以降電話を、今のところまだ5時以降の電話を必ず避けるようにとか、そういうような通知の仕方は今まで考えておりません。いろんな校長先生たちからの情報を得ながら、ほかの地域では5時以降の電話は避けてくださいという文書を渡したりはしていますけれども、町内ではまだそこまでは踏み込んでおりませんので、取りあえず、まず、先生がいなくても、担当の先生がいなくても、あるいは何か事情があつて4時半とか5時に先生方が全員いなくても、何かしらの情報を得やすいように録音機能をつけるという考え方で今進めているところであります。

質疑	松林議長	以上です。 12番。
	12番 (檜山 忠君)	分かりました。 新しく設置することによっての保護者との連絡体制をしっかりとやるようにしていただきたいと、それだけをお願いしておきます。 以上です。
	松林議長	ほかに質問ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
閉会中の継続調査の申出	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第37号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第6、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。 議会運営委員長から、所掌事務の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。 お諮りします。 議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**

閉会宣言	松林議長	異議なしと認めます。 よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。 以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしました。 ここで、町長から発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。演壇にてお願いします。 町長。
	町長 (成田光寿君)	それでは、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 令和８年第３回おいらせ町議会臨時会におきまして、議員各位にはご多用のところ、議案について議決賜り、厚く御礼を申し上げます。議案審議の過程でいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえ、今後の町政運営に努めてまいります。 さて、７月２８日に発生しました熊本地震から１週間がたちました。多数の貴い命が失われるとともに、建物の損壊やライフラインの途絶など甚大な被害が生じております。亡くなられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、避難により今なお不自由な生活を余儀なくされている方々に心からのお見舞いを申し上げます。 今回の災害は、東日本大震災などを経験している私たちにとっても、地震の脅威と防災、減災への取組を決して緩めてはいけないということを改めて考えさせるものであります。当町といたしましても、昨年１２月以降、この地域で起きている大地震はもちろんのこと、このたびの熊本大地震の教訓を踏まえ、各種施設の耐震化や避難体制、情報伝達体制などを確認しながら、地域防災力の一層の向上に取り組んでまいります。 結びに、間もなくお盆を迎えます。帰省されるご家族や、久しぶりに顔を合わせるとご親族の皆様と、穏やかな和やかなひとときをお過ごしになられますようお祈りいたしますとともに、議員の皆様のみますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。
	松林議長	これで会議を閉じます。 これをもちまして、令和８年第３回おいらせ町議会臨時会を閉会いたします。 大変ご苦労さまでございました。

		(閉会時刻 午前 10 時 36 分)
	事務局長 (小向正志君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 8 年 9 月 7 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 小笠原 伸 也

署名議員 沢 尾 宏 之